

令和2年度第14回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年3月10日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎3階 富有まんてんホール					
開会時間	13時30分					
閉会時間	16時13分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩 指 久	出席			
	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	野口 孝志	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
13番	秦野 勝仁	出席				
議事録署名委員	1番	市川 春樹		2番	黒木 美由紀	
出席吏員	事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和 産業課主幹 益田 良介					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
第5号	B判定農地における特別委員会の判定結果について
報告事項	(1) 農地の復元状況の報告について (2) 令和2年度遊休農地調査結果について(最終報告)
その他	(1) 活動記録(11月1日分~3月31日分)の提出について (2) 令和3年度第1回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和 2 年度第 14 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第 27 条及び南部町農業委員会会議規則第 5 条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程 2 の会長挨拶をお願いします。
2. 挨 拶	会長	－省略－
	局長	南部町農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、1 番市川春樹委員、2 番 黒木美由紀委員、書記につきましては田邊職員をお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容については局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2～3 頁）】</p> <p>番号 1</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：畑 89 ㎡ 登記：田 現況：畑 13 ㎡</p> <p>合計：田 2 筆 102 ㎡</p> <p>譲渡人： 耕作面積：7,880 ㎡</p> <p>譲受人： 耕作面積：14,800 ㎡</p> <p>所有権移転 売買 (備考) から が売買で取得し利用するための申請です。 許可基準は、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積は満たしております。 売買価格は 10a 当たり 円、合計で 円と聞いております。</p> <p>番号 2</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：畑 500 ㎡</p> <p>合計：田 1 筆 500 ㎡</p> <p>譲渡人： 耕作面積：996 ㎡</p> <p>譲受人： 耕作面積：34,385 ㎡</p> <p>所有権移転 売買 (備考) から が売買で取得し利用するための申請です。 許可基準は、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積は満たしております。 売買価格は 10a 当たり 円で、合計 円と聞いております。 補足ですが、譲渡人の さん 歳は、番号 3 の案件の さん</p>

		<p>歳と親子になります。</p> <p>番号 3 土地の表示： 登記：田 現況：畑 1,689 m² 合計：田 1筆 1,689 m² 譲渡人： 耕作面積：996 m² 譲受人： 耕作面積：34,385 m² 所有権移転 売買 (備考) から が売買で取得し利用するための申請である。 許可基準は、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積は満たしております。 売買価格は10a当たり 円で、合計 円と聞いております。</p>
	議長	ただ今、議案第1号につきまして説明がございました。議案第1号について質疑を受けます。
	作野委員	番号2と3についてお尋ねします。 と の農地については私もよく知っています。2筆に分かれています。実際は1枚の田んぼです。両方の筆とも さんの名義だと思っていました。何故このような状態なのか差支えがなければ教えてください。
	議長	この案件については私に相談がありましたのでお答えします。 さんと さんはご夫婦です。 さんはお亡くなりになっています。息子さんもお亡くなりになっています。 さんは娘さんですが嫁がれて 姓になっておられます。亡くなられた息子さんには子供さんがお二人おられます。相続の権利は さんと さんとお孫さんにあります。 さんから農地を取得したいとの話がありましたが、色々と複雑な事情があり一度はあきらめられましたが、 さんの方から何とかならないかと私のところに相談がありました。 さんの名義の物は他にもありました。 さんが中心となり、お孫さんも納得されるような方法を模索されました。やっと権利放棄をされて、 さんの名義になり、今回の売買の話が成立したということです。皆様には守秘義務がございますのでよろしくお願い致します。
	作野委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決承認されました。
議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対する 許可について	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明を致します。
	局長補佐	【議案第5号朗読及び説明（議案書4頁）】 番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：田 1,195 m ²

	<p>合計：田 1 筆 1,195 m² 用途：宅地 共同住宅・駐車場 契約種別：売買 譲渡人： 譲受人：</p> <p>(備考) この申請地は半径 500m以内に、の公共・公益施設があり、かつ隣接の町道には上下水道管が 2 種類埋設されています。したがって、農地区分は第 3 種農地に該当します。転用目的は共同住宅及び駐車場です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>売買価格は 10a 当たり 円、合計で 円と聞いております。代替地はございません。</p>
議長	現地報告を庄倉委員よりお願いします。
庄倉委員	<p>本日 9 時より、恩田会長、市川職務代理、岩指委員、田邊委員、亀尾委員、私、事務局から岡田局長、潮補佐で現地調査を行いました。</p> <p>現地調査資料の 7 ページをご覧ください。場所は県道の から に向かう途中で、 から 300 メートルほど手間に向かった右側の土地になります。</p> <p>9 ページをご覧ください。計画図です。左側が県道で 30 cmほど土地が低いですが、そこをかさ上げして県道側の方から駐車場に入るようになります。その奥側に建物が A 棟、B 棟と建ちます。右側の方に町道がありまして、ここに下水と上水が入っております。</p> <p>10 ページをご覧ください。排水計画図が付いています。町道の方に污水管と上水管が入っていますので、こちらの方に污水は流す計画にしています。雨水は、県道の方から山側に入る道がありまして、そちらの方に流す計画になっています。</p> <p>この土地は今まできちんと草刈りもしてあり、非常にもったいない気もしますが、何年も草刈りだけの状態ですので仕方ないかと思えます。町道側の路肩が崩れたような格好になっています。きちんとした計画を立ててありますので問題ないと思えます。また、電柱が駐車場の入り口の県道のところの真ん中にあり、車が入り出すには少し邪魔になるのではと思えますが、結構広い駐車場ですので問題ないかと思っております。それから、下の方に さんの家がありますが、段があって、排水もありますので問題ないと思えます。</p>
議長	現地調査報告も終わりました。議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
作野委員	譲受人が、 さんと さんで共同名義だと思えますが、お二人の関係と、譲受人の さんとの関係をお尋ねします。
議長	事務局より説明をさせていただきます。
局長補佐	譲渡人の さんと さんの関係はご姉弟です。譲受人の さんと譲渡人との関係はございません。 さんはアパート経営を一族でされているそうで、業者さんを通じて今回の話がまとまったと聞いております。以上でございます。
作野委員	追加で質問します。 さんはアパート経営をされている方だという説明でしたが、これは業者さんの紹介と解釈してよろしいですか。
局長補佐	そのように聞いております。

	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決承認されました。
議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	議案第 3 号『農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。件数が大変多いですので、事前にお配りしていますので要点のみの読み上げとします。よろしくお願いします。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により議決を求めます。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 7～35 頁)】</p> <p>整理番号 48 番～134 番</p> <p>設定を受ける者 41 名</p> <p>設定をする者 81 名</p> <p>設定をする土地 144 筆 計 219,134 ㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合</p> <p>整理番号 405 番～416 番</p> <p>設定を受ける者 1 名</p> <p>設定をする者 12 名</p> <p>設定をする土地 29 筆 計 49,805 ㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合につきましては配分計画の方で説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議長	議案第 3 号について質疑を受けます。
	田邊委員	整理番号 96 番の さんと さんは親子だと思いますが、使用貸借になっております。農業者年金の絡みでの申請なのかお伺いします。
	局長補佐	親子の関係ですが農業者年金の関係ではございません。平成 26 年から新規就農者の為の農業次世代人材投資事業補助金というものを県から貰う為の利用権設定です。親子間であっても利用権設定が必要という条件がございます。国に報告する期間が向こう 3 年まだ残っていることから、今回の利用権設定となったものでございます。
	議長	補助金を貰うための政策だということでご理解下さい。
	板委員	85 番、86 番の さんですが、近いところの農地を貸し出して、遠い所の農地を借りて耕作をするというのは、何か不合理だと思いますが、何か理由でもあるのですか。
局長補佐	85 番ですが、この に隣接して の農地があります。筆は分かれています、この 3 筆は 1 枚の田です。 は さん所有の農地ですので、以前より を借りて一緒に耕作されています。86 番の貸し出しですが、申請地の 、 の隣地の 、	

		を　さんが借りて耕作されています。この窪一帯を　さんが耕作されるといふことで、　さん所有の農地も貸し出されています。
板委員		分かりました。
作野委員		123番から128番の　さんの申請についてお尋ねします。10a当たり賃借料についてですが、125番、127番は　円、128番は　円となっています。田の条件等によって金額が違ふと思ひますが、そこも含めて設定理由をお尋ねしたい。
議長		このことについては、市川職務代理が随分係わつておられますので、職務代理よりお願いします。
市川職務代理		<p>前回は田邊委員より高いのではないかと言ふ質問があり、少し説明をさせていただきました。この度、　地区で　さんが利用権設定されているところについて回りました。前回はお話しましたように、　さんは、昔からこの値段で借りているので、貸せるのを辞めると言われたり、喧嘩になつてもいけないので、今さら変えられないという思ひがあるということでした。自分が農業やろうと思つた時に農地がなかつたので、この値段で借りてきた流れの中で今回の金額になっているそうです。</p> <p>125番の　さんですが、期間が3年になっています。当初5年間という話をされていましたが、3年後には価格改正ができるのではないかなという私なりの考へもあり、改定の事も考へして3年にされた経緯がございます。</p> <p>それから126番の　さんは私の集落の方ですので腹を割つてお話をしました。前回は　円でしたが、米の価格が下がっているし、　さんには　地区の多くの農地を耕作していただいているし、下げてもらえないかという話をしたところ、　さんよりどのくらいにしたらよいかとの相談もあり、　円下げさせていただきました。</p> <p>さんは大きな機械も導入されていて、喧嘩別れをするようなことがあつてもいけないので、中に入ったという経過がございます。</p>
議長		ありがとうございました。昔から無理を言つて借りた所は　円だということ。米価も下がった状況の中で市川委員にはご努力をいただいています。
田邊委員		109番、110番、112番の　さんでございますが、賃借料が、同じ　でも　さんには　円、　さんには　円、　さんには　円となっています。何故このような違いがあるのかお聞かせ下さい。
局長補佐		賃借料については、ばらつきがありましたので、受け付ける際に事務局の方で状況をお聞きするとともに、賃借料情報を提示して指導させていただきました。賃借料については、　円から　円位の間で、農地の状況、借りた年度によって違ふということでした。ただし、　さんは現在　の代表をされていますが、ほとんどが前代表の方が決めた金額を継承しているとのことでした。今回の事務局からの指導を受けて見直しを検討されるということ。です。
田邊委員		ありがとうございます。
黒木委員		質問させていただきます。農業経営の状況等の農機具所有状況にローンを持っておられる方が2名おられます。それがちょっと目につ

	いたので質問させていただきます。多分、消毒や、空から写真を撮るなどに使われると思いますが、それ以外に年間を通してどのような利用されているのか、お分かりでしたら教えてください。
議長	<p>私からお答えをさせていただきたいと思います。</p> <p>先日行いました作業賃金策定協議会でもドローンを幾らにするか協議しました。その中で、西部地区ではドローンの値段が設定されているところはないということで、農協等がされているヘリコプターの金額に準じて2,400円と決めました。先日我が家でも頼みましたが、肥し撒き、種撒き、消毒と多岐にわたります。田を鋤くとなかなか中に入れないのにドローンは使いやすいそうです。今のドローンは電池がなくなると帰ってくるし、距離を設定すると障害物があると避けて設定したところで止まるそうです。途中で肥料が無くなれば、そこまで戻ってまた撒くそうです。事故率は低いそうです。性能は良く多岐に使えますが、経営的には人間の手でやったほうが安く上がるそうです。今のところは の さんと、農協が委託している が持っています。1台当たり300万円位するそうです。担い手や認定農業者になると半額で手に入るそうです。これから皆様にも問い合わせ等あると思います。南部町には2台入っていて、作業賃金は2,400円であるなどご説明を願います。</p>
市川職務代理	の さんはドローンを持っておられますが、一般にはやっておられないそうです。今は自分の集落内だけで、親しい方に頼まれればされるそうですが、誰でもと言う状況ではないそうです。
庄倉委員	67番についてお尋ねします。新規の契約ですが、 の人が の農地を借りられるようになっていきます。南部町にも多くの担い手さんがおられます。 の方がわざわざここに来て耕作をされる経緯を教えてください。
局長補佐	67番の さんの実家は にあります。そこを拠点に、これから農業を広げたいという事です。
庄倉委員	農業機械等は実家にあるという事ですか。
市川職務代理	機械は実家に置いてあります。 で さんや農協を退職された方とグループを組んでおられます。
庄倉委員	分かりました。
井上委員	52番、53番、54番の現在の耕作面積が0ですが、新規就農の方ですか。
局長補佐	さんは、以前は 地区に住んでおられましたが、平成13年に転出されています。52番の は、南部町にお住まいだった頃から10年以上利用権設定して野菜等を作っておられましたが、数年前に体調を崩されて返却された経緯がございます。体も回復したので再度借りて農業をされるということです。新規扱いになっていきますが全くの新規と言うわけではございません。
市川職務代理	補足させていただきます。この さんは、以前は を作っておられて や にも出しておられました。私もお盆などに何回か買わせていただきました。何年か前に の為、農地を返されましたが、元気になられて、農機具を置く場所も借りられて、定年退職に向けてこれから農業に力を入れたいということです。

	井上委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	ないようですので、議案第 3 号『農用地利用集積計画案の決定について』議決承認されました。
議案第 4 号 農用地利用配 分計画の意見 照会について	議長	議案第 4 号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。提案者より説明をお願いします。
	本田課長 補佐	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農用地利用配分計画（案）を作成しましたのでご審議をお願いします。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 36～39 頁）】。 今回、整理番号 6 番で という新しい会社が配分計画で上がっております。会社の概要についてご説明をさせていただきます。 法人の概要は、法人の名称は 、代表取締役 、先ほど配分計画にもございましたように の 7 筆の所有者でもあります。主たる事務所が 、法人の設立年月日は令和 年 月 日でございます。本法人が設立された主旨ですが、 さん、 さんは ご出身の方で、 であります の現在代表取締役をされておられます。株主である が、地域の米を使った を作りたいということで、代表者である さんの出身地である で栽培した を使用した を していきたいということから、原材料である の一部を の農地で作っていきたいということです。それから、あわせて、地域の農地維持の担い手のひとつとなっていきたいという思いもお持ちで、今回法人を設立された経緯がございます。 生産する農作物は、先ほど申し上げました 、 、野菜。関連事業として、現在、実家の の離れで の経営を計画しております。 役員構成は、代表取締役として さん、御主人の さんが取締役として、本法人の役員 2 名という体制で動かれるそうです。なお、本法人の主たる農業従事者は さんで、年間約 180 日の農業従事を予定していると伺っています。 機械については、法人設立時に所有はございません。その代替り、水稻の作付等々の機械については当面の間地元雇用の従業員さんの機械を借りたり、集落で所有されている農業機械を借受ける予定だそうです。配分期間の 3 年間で整理して、3 年後に導入の計画を立てると伺っています。御審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	議案第 4 号につきまして、質疑を受けたいと思います。 ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第 4 号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決承認されました。 ここで農業振興地域の進捗状況について説明願いたいと思います。

	本田課長 補佐	<p>農業振興地域の整備計画の全体見直を本年度実施するというこ とで、農業委員の皆様には、地域での説明でありますとか、農地の確認 ですとか多大なるご協力とご尽力を賜りありがとうございました。</p> <p>今回、計画書はひと通り完成いたしました。また農業委員会で農 振の変更協議会を開催させていただいて、計画書をご審議いただく段 になっていないことをお詫び申し上げます。</p> <p>現在の経過ですが、計画書がひと通り出来まして、県と協議をして おります。しかし、県との協議が当初は1ヶ月程でできるものだと見 通しを立てておりましたが、県の方から2、3ヶ月はいただきたいとい う回答がございました。現在、県とチェック等、やりとりをしている ところです。県とスケジュールの話をしておりまして、遅くとも6月 の農業委員会の総会後に、この変更協議会を開催させていただいて、 変更の手続に入りたいと考えています。県の方とは6月ではなく、で きるだけ5月に間に合うように調整をかけておりますので、またご報 告をさせていただきます。その後、告示、異議申立て期間を経まして、 5月にかけてさせていただきますと、7月には最終的な計画が完了でき るのではないかと考えております。6月にもし万が一遅れるようでした ら、完成が1ヶ月延びて8月ということになりますが、そのような ことにならないように早期の計画、策定を目指して引き続き尽力して まいりたいと思っておりますので、ご報告にかえさせていただきます。</p>
	市川職務 代理	<p>これだけ当初よりずれ込むと、全体見直しが終わらないと個別の受 け付けができませんが、その辺の見通しをお聞かせ下さい。</p>
	本田課長 補佐	<p>市川職務代理からご質問がございましたとおり、計画の方が完了し ませんと個別の除外の審議は動かさないという県とのルールがありま す。本来ですと4月から受け付けを再開して、除外や編入のご相談を受 ける予定でございましたが、完成までは動かさないということです。 完了後すぐに受け付けを再開させていただいて、締切りについては改 めて皆様にご報告させていただきたいと考えています。ただし、除外 を考えているとか、手続きの方法など、個別のご相談については、ス ムーズに受け付けができるように随時お受けしたいと思っております ので、よろしくお願い致します。</p>
	市川職務 代理	<p>ありがとうございました。</p>
	議長	<p>他にございませんか。</p>
	一同	<p>なし。</p>
	議長	<p>議案第4号については原案通り議決承認致しました。</p>
議案第5号 B判定農地に おける特別委 員会の判定結 果について	議長	<p>議案第5号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』 上程いたします。境地区について庄倉委員より説明を願います。</p>
	庄倉委員	<p>本日9時より特別委員会で現地を回りました。 1ページをご覧ください。 です。旧道の県道から町道に格下 げになったところから、 に向けて左側に入ったところ。どの 場所も竹林化していて、耕作の見込みは到底できないほど竹が倒れこ んだ竹林で、農地としては認められないような場所ばかりでしたので 報告致します。</p>
	議長	<p>次に 地区について頼田委員より報告をお願いします。</p>

	頼田委員	2 ページの写真をご覧ください。場所は で、右の方に見える集落は になります。 から に抜ける道の下あたりです。航空写真でも分かるように原野化していてB判定と確認しました。
	議長	地区については田邊委員より報告をお願いします。
	田邊委員	2月15日月曜日の10時半から11時50分まで、私、井上委員、潮補佐、瀧山さんと回りました。場所は、 の を100m、200mほど過ぎたところに 集落の入り口がございます。 になります。ここは が 町長さん時代に を取るために の木を植えられましたが、現実には は休止状態でございます、写真を見てもらえば分かるように笹も生えていて林野化していました。 地内から に登るところに携帯電話のアンテナが立っていますが、そこに登る途中に 、 さんの昔田んぼだったところがあります。ここも林地化していました。 は木は刈ってありますが、とても耕作できる状態ではないと判断しました。
	議長	3地区につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第5号、B判定農地における特別委員会の判定結果について、原案どおりに議決承認します。
		休憩（15：02～15：15）
5. 報告 (1) 農地の復元状況の報告について	議長	再開します。 報告事項に入ります。『(1) 農地の復元状況の報告について』を上程します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【農地の復元状況の報告について朗読（議案書40頁）】 本日午前中に委員の皆さんにも復元が完了していることをご確認いただきました。
	議長	ご質問等ございませんか。
		(質問、意見等なし。)
	議長	『(1) 農地の復元状況の報告について』報告を終わります。
(2) 令和2年度遊休農地調査(最終報告)	議長	『(2) 令和2年度遊休農地調査(最終報告)』について上程します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	41 ページをご覧ください。1月に中間報告を出しておりますが、2月28日で令和2年度遊休農地調査の最終報告を取りまとめましたのでご報告いたします。委員の皆様方に意向調査をしていただきました結果を反映させたものです。 A判定の合計は96筆、72,231㎡、B判定の合計は272筆、160,851㎡でございます。解消農地が21筆で17,175㎡です。一番下の登記地目変更農地はB判定の特別委員会を実施した非農地判定により登記地目を変更した数字です。126筆の90,804㎡でございます。この数字は遊休農地に挙がっている中で登記地目変更をした数字ですが、全体では本年度は375筆、186,479㎡行っております。 42 ページには地域別の集計結果を付けていますのでご確認ください。
	議長	このことについてご質問はございませんか。
		(質問、意見等なし。)
	議長	今年は皆様よく頑張ってくださいました。B判定地目変更も昨年度

		よりも多く出ました。ありがとうございました。
6. その他 (1) 活動記録簿の提出について	議長	その他に入ります。『(1)活動記録簿の提出について』事務局より説明をお願いします。
	局長補佐	活動記録につきましては、4月から10月末までの分を提出いただいておりますが、11月から3月末までの記録簿について4月1日を期限に提出をお願いします。皆様の活動記録が揃った段階で配分額を計算しますので、能率給支払いの基礎資料となりますので必ず期限までに提出していただきますようよろしくお願いいたします。利用権設定の申込書と活動記録がセットでないとお支払いできないようになっておりますのでご協力をお願いします。
	議長	皆様にご迷惑をかけることとなりますので3月31日には必ず提出をお願いします。
7. 令和3年度第1回農業委員会総会の日程について	議長	令和3年度第1回南部町農業委員会総会は、令和3年4月7日(水)に開催します。
その他	局長補佐	お手元にブルーの新規設立農業法人の概要集をお配りしています。令和元年度に新規設立された鳥取県中部、西部の6法人が載っていますので参考にさせていただけたらと思います。
	議長	他にございませんか。ないようでしたら、これで終わります。
8. 閉会	議長	これにて令和2年度第14回南部町農業委員会総会を閉会します。